

中国知財セミナー

— 改正 技術輸出入管理条例の紹介 —

Dragon IP Group

拝啓 ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。毎々格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近、米中貿易摩擦がさらに激化しており、報道によると中国における知的財産の保護がその焦点の一つになっています。

その貿易摩擦の問題がすでに顕在化していた 2019 年 3 月 19 日、国務院から『技術輸出入管理条例』（公布日：2001 年 12 月 10 日）の改正が決定され、即日改正が施行されました。

具体的には、技術輸入契約における譲渡人の責任、改良技術の帰属、制限的条項に関する事項に対して改正がなされました。

その改正の経緯なのですが、2018 年 3 月末に公表された米国通商代表部（USTR）による 1974 年通商法 301 条の調査報告書において、「技術輸出入管理条例などの中国の技術ライセンス規則により、国内企業に比べ米国企業が差別的に扱われている」とし、問題視されていました。

また、以前の技術輸出入管理条例は『合同法（契約法）』における技術譲渡契約および技術契約司法解釈の関連規定にそぐわない条項があり、各業界から改正の要望がありました。

日本企業が技術輸出入契約を締結する際、制限的条項が合法的かどうかは、『技術輸出入管理条例』のほか、契約法、技術契約の紛争に関する最高裁による司法解釈、独占禁止法、外商投資法、中外合資経営企業法実施条例等の関連規定と共に総合的に考慮する必要があります。

なお、外商投資法については、2019 年 3 月 15 日、第 13 回全国人民代表大会で審議されて通過し、2020 年 1 月 1 日から施行されますが、その前に関連実施細則、行政法規および部門規定が発表されると理解されています。

そこで、本セミナーでは、Dragon IP Group の弁護士・訴訟弁理士から、日本企業の皆様に、『技術輸出入管理条例』の改正による変化を、現在はっきりしている関連の法律法規に基づき、ご紹介いたします。

つきましては、この機会に多数ご出席賜りますようご案内申し上げます。

敬具

【日時】

2019年6月14日（金） 日本時間 15:30-17:00（北京時間 14:30-16:00）

【会場】**[東京会場]**

[銀龍專利東京事務所 \(Dragon IP 東京ブランチ\) 会議室](#)

(東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平 ビル7F)

[北京会場]

[北京銀龍知識産権代理有限公司 \(Dragon IP 北京本部\) 会議室](#)

(北京市海淀区西直門北大街 32 号院 楓藍国際中心 2 号棟 10 階)

[LIVE 配信]

WEB サイトにアクセスして、ご受講いただく形（資料と講師が同時に表示）です。
後日の視聴も可能です。

【担当講師】◇ [杜嘉璐 \(Jialu Du\)](#)

北京銀龍知識産権代理有限公司 (Dragon IP Group)

訴訟弁理士 法律部 副部長

中国人民大学 法学修士 大連理工大学 学士

◇ [張瑜 \(Yu Zhang\)](#)

北京慧龍律師事務所 (Dragon IP Group)

弁護士

中国科学院 修士

**【定員】**

東京会場 7名

北京会場 7名

(原則先着順、最低施行人数は東京会場と北京会場をあわせて4名です)

【セミナーの形式】

両会場のテレビ会議システム (Polycom) をつなげて使用し、同時に LIVE 配信

講師は、北京会場から解説

【プログラム (日本時間)】

15:30~16:45 改正 技術輸出入管理条例の紹介 (15:15~15:30 受付)

16:45~17:00 質疑応答 (その後にその他の中国知財のご相談なども可能です)

【参加費】

無料

【本件に関するお問い合わせ先】

銀龍專利東京事務所 担当：李平

E-MAIL : jpdepartment@dragonip.com

以上